

住宅の耐震化、危険ブロック塀などの除去に対する補助制度があります

申・問 危機管理課 危機管理係 ☎72-5180

補助に関する注意事項

下記①②の補助制度は、ともに事前申請が必要です。また、別途詳細な要件などがありますので、まずはお問い合わせください。

①住宅の耐震化に対する補助

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、大地震が発生した際、倒壊の危険性が高いとされています。市では、木造住宅の耐震化に対して費用の一部を補助します。

耐震診断

大分県木造建築耐震診断士による耐震性の診断に対して、費用を補助します。

- 補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 補助金額 全額補助※住宅の状況によっては、別途費用がかかる場合があります。
- 申請期限 12月18日(金)

耐震改修

耐震診断により改修が必要になった木造住宅における、住宅の補強などの耐震性を高める工事に対して、費用を補助します。

- 補助対象 耐震診断を行った結果、基準を満たさなかったもの
- 補助金額 上限150万円
- 申請期限 12月18日(金) (工事完了期限は令和9年1月末)

耐震アドバイザー派遣制度をご利用ください

建築士がご自宅に訪問して簡単な診断を行い、耐震に関する相談に応じます。費用は無料です。大分県建築士事務所協会 (☎097-537-7600) にお申し込みください。

②危険ブロック塀などの除去に対する補助

地震発生時は、ブロック塀などの倒壊で通行人などに危害を加えてしまうこともあります。塀の安全を確保することは、所有者の責務です。

市では、危険なブロック塀などの除去に要する費用の一部を補助します。

補助対象 コンクリートブロック造、れんが造、石造、その他組積造の塀

補助要件 次の要件をすべて満たし、市が危険であると確認したもの

- ・道路に面するもの
- ・高さ1m以上あるもの (道路地盤面から1m以上)
- ・ひび割れまたは傾きが認められるもの

補助金額 除去に要する費用の2分の1以内 (上限10万円)

申請期限 12月18日(金) (工事完了期限は令和9年1月末)

がけ地などの危険区域からの居住移転費用の一部を補助します

申・問 危機管理課 危機管理係 ☎72-5180

土砂災害特別警戒区域などのがけ地にある住宅の移転に要する費用の一部を補助します。

補助内容

要件を満たせば、次のすべての補助を受けることができます。

- ①現在お住まいの住宅の除却費など (木造の場合は上限3万1,000円/㎡)
- ②引越費用など (上限97万5,000円)

③移転先となる住宅の新築や購入のための借入金の利子相当額 (上限421万円)

申請期限 8月31日(月)

補助に関する注意事項

事前に申請・審査が必要です。また、別途詳細な要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

緊急通報装置をご利用いただけます

申・問 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

65歳以上の一人暮らしの方や高齢者のみの世帯、障がいのある方で、慢性疾患があるなど常時注意を要し、緊急事態における自助活動に大きな不安がある方に、緊急通報装置を貸し出します。

この装置は、利用者が緊急事態を受信センターに知らせることにより、必要に応じて救急車要請などの対応を行う



ものです。また、緊急時の対応のほか、生活や健康面での不安についての相談にも対応しています。

設置には固定電話回線が必要となり、通話料金が発生します (設置工事費、月額使用料は無料です)。固定電話回線がない場合でも、携帯型緊急通報装置をご利用いただけます。

設置を希望する方は、福祉課までご相談ください。

合併処理浄化槽の設置 (転換) に補助金を交付します

申・問 上下水道課 下水道係 ☎72-5197

合併処理浄化槽は、家庭などから出る生活排水の全てを浄化して放流するため、自然環境に優しい仕組みとなっています。市は、単独処理浄化槽およびくみ取り槽を合併処理浄化槽に転換するための費用を補助しています。

※補助は原則、下水道認可区域外に合併処理浄化槽を設置する場合に限りです。詳細はお問い合わせください。

補助金額

浄化槽の大きさ	新築設置	単独処理浄化槽からの転換・くみ取り槽からの転換*
5人槽	221,000円	532,000円
7人槽	276,000円	614,000円
10人槽	365,000円	748,000円

※単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換の場合は、別途、**単独処理浄化槽の撤去費 (上限15万円)**・**くみ取り槽の撤去費 (上限12万円)**・**宅内配管工事費 (上限33万円)**への補助もあります。

浄化槽は維持管理が必要です

浄化槽は適正な維持管理を怠ると本来の機能を発揮できずに、放流水の水質悪化や悪臭の発生を招いてしまいます。「保守点検」「清掃」「法定検査」を必ず実施してください。

法定検査に関することは大分県環境管理協会 (☎097-567-1855) にお問い合わせください。

特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入費用の一部を補助します

申・問 危機管理課 危機管理係 ☎72-5180

オレオレ詐欺などの特殊詐欺被害の防止対策として、特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入などにかかる費用の一部を補助する事業を行っています。補助要件の詳細など、詳しくはお問い合わせください。

補助対象者

市内在住で、満60歳以上の方または、満60歳以上の方と同一の世帯の方

対象機種など

- ①・②のどちらかを搭載した電話機または外付け機器
- ①警告音声を発する機能と通話の自動録音機能
- ②迷惑電話番号データベース登録の電話番号などからの着信を拒否する機能または警告表示をする機能

補助金額 上限1万円

申請期限 令和9年1月末予定

補助要件など 1世帯につき補助は1回限り など